

横架材(未仕上げ材)を認定市場に納入できる認定製材工場の募集中

(応募期間: 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日まで)

合わせて**横架材調達業者**も募集中

1 横架材(未仕上げ材)をストック施設(認定市場)に納入できる認定製材工場
福井県木材トレーサビリティ認証制度による認定製材工場とする。

2 「認証ふくい県産材」横架材(仕上げ材)のストック施設

福井県木材トレーサビリティ認証制度による認定市場とする。(26年4月1日現在)

(1) 福井県木材市売協同組合 福井市稲津町 50-1-1 TEL (0776) -41-3730

(2) 若狭木材流通センター協同組合 若狭町成願寺 22-15-2 TEL (0770) -45-3500

3 横架材調達業者

事業対象者が使用する横架材(仕上げ材)を納入できる業者は、福井県木材トレーサビリティ認証制度による「認証ふくい県産材供給事業者認定書」の交付を受けている供給事業者とする。



[認定市場で原木購入]



[認定製材工場で製材し管理簿作成]



[横架材のストック施設(予定)]

(参考) 福井県木材トレーサビリティ認証実施要領 (試行) 抜粋

(認定製材工場の申請)

第4条 県木連認証製材工場を受けようとする者は、福井県木材組合連合会認定製材工場申請書

(様式第2号)を県木連会長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、認定製材工場を受けようとする者は、次に掲げる事項の全てを満たさなければならない。

- (1) 福井県木材業者等登録証を取得していること。
- (2) 合法木材供給認定事業者を取得していること。
- (3) 製材JAS認定工場を取得していること。(取得中で可)
- (4) 税金の滞納がないこと。

(認定申請)

第21条 前条の供給事業者の認定を受けようとする者は、認証ふくい県産材供給事業者申請書(様式第13号)を県木連会長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、供給事業者の認定を受けようとする者は、次に掲げる各号を満たすものとする。

- (1) 福井県木材業者等登録証を取得していること。
- (2) 税金の滞納がないこと。

5 実施主体

福井県木材組合連合会

お問い合わせ: 福井県木材組合連合会

事務局: 藪下、内田

TEL (0776) 35-5663 Fax(0776)-35-7212